

議案第19号

琴浦町船上山人材活用加工販売施設条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町船上山人材活用加工販売施設条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町船上山人材活用加工販売施設条例の一部を改正する条例

琴浦町船上山人材活用加工販売施設条例(平成16年琴浦町条例第170号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(設置)</p> <p>第1条 在宅の婦人、老人等の余暇時間を活用し、軽度な労働による加工、選別、販売等を実施し、農林水産物等の高付加価値化によって地域の活性化を図る拠点として、<u>琴浦町船上山人材活用加工販売施設</u>(以下「施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="269 1400 807 1597"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琴浦町船上山人材活用加工販売施設</td> <td>琴浦町大字山川807番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理)</p> <p>第3条 町長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) <u>施設又は施設の設備の維持管理に関する業務</u></p>	名称	位置	琴浦町船上山人材活用加工販売施設	琴浦町大字山川807番地2	<p>(設置)</p> <p>第1条 在宅の婦人、老人等の余暇時間を活用し、軽度な労働による加工、選別、販売等を実施し、農林水産物等の高付加価値化によって地域の活性化を図る拠点として、船上山人材活用加工販売施設(以下「<u>加工販売施設</u>」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>加工販売施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="861 1400 1399 1597"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船上山人材活用加工販売施設</td> <td>琴浦町大字山川807番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(管理)</p> <p>第3条 町長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせる<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 施設設備の維持管理に関する業務。<u> </u></p>	名称	位置	船上山人材活用加工販売施設	琴浦町大字山川807番地2
名称	位置								
琴浦町船上山人材活用加工販売施設	琴浦町大字山川807番地2								
名称	位置								
船上山人材活用加工販売施設	琴浦町大字山川807番地2								

<p>(2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務 (指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 町長は、<u>琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</u>(平成18年琴浦町条例第1号)第8条第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定する<u>ことができる</u>。 (管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、10年以内とする。ただし、<u>再指定による期間の更新を妨げない</u>。 (利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。 (1) 略 (2) <u>施設又は施設の設備を毀損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3)及び(4) 略</p> <p>3 略 (行為の制限等)</p> <p>第8条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>施設又は施設の設備を毀損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。 (2) 略</p> <p>2 略 (利用料金)</p> <p>第11条 略</p>	<p>(2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除く業務。<u>　</u> (指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条 町長は、<u>琴浦町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例</u>(平成18年琴浦町条例第1号)第8条の規定により指定管理候補者を選定する<u>ものとする</u>。 (管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、10年以内とする。ただし再指定による期間の更新を妨げない。 (利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。 (1) 略 (2) 施設設備を<u>き損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。 (3)及び(4) 略</p> <p>3 略 (行為の制限等)</p> <p>第8条 施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設設備を<u>き損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。 (2) 略</p> <p>2 略 (利用料金)</p> <p>第11条 略</p>
---	--

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

第12条 町長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は町長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)町長は、施設の管理を行う。この場合において、第6条の規定中「指定管理者があらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「町長が」と、第7条から第10条までの規定中、「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

第13条 町長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、利用者から徴収することができる。

2 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第3項の基準により減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 略

(委任)

第12条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。